

横手市農業委員会

令和5年度 第7回

農業委員会総会議事録

令和5年10月16日

## 令和5年度 第7回横手市農業委員会総会議事録

令和5年10月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第32号 農地利用集積計画の撤回に対する意見決定について
5. 議案第33号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第34号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
8. 議案第36号 令和5年度秋田県農業委員会大会への提出議案(案)に対する意見聴取について
9. 議案第37号 横手市農地利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について
10. 報告第8号 非農地証明について
11. 報告第9号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1		欠	13		欠
2	木村由美子	出	14		欠
3	菅原一太郎	出	15	高橋尚也	出
4	佐藤仁	出	16	佐藤省美	出
5	堀江一彦	出	17	佐々木由紀子	出
6	佐藤勇	出	18	吉田豊	出
7	遠藤タミ子	出	19	高橋康弘	出
8		欠	20	高橋正也	出
9	小笠原夏子	出	21	佐藤真志子	出
10			22	千葉肇	出
11	近江清廣	出	23	齊藤龍平	出
12	佐々木秀一	出	24	飯野正和	出

当日の欠席委員

1番 平良木 保 委員  
 8番 丹波 賢太郎 委員  
 13番 高瀬 俊作 委員  
 14番 伊藤 亨 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理 香

議長

本日の出席者数は19名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第7回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
20番 高橋正也 委員  
21番 佐藤真志子 委員  
の両名を指名いたします。

議長

日程2、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。申請案件は14件です。  
議案書2ページをご覧ください。

「1番」から「3番」は、横手地域局管内からの申請です。「1番」は、後継者に対して贈与をするものです。「2番」は、既に分家している後継者に対して贈与をするものです。「3番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

議案書2ページから3ページに跨ります。「4番」、「5番」は、増田地域局管内からの申請です。「4番」、「5番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「6番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「6番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

議案書3ページから4ページに跨ります。「7番」から「9番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「7番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「8番」は、親族に対して贈与をするものです。

議案書4ページをご覧ください。「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「10番」、「11番」は、十文字地域局管内からの申請です。「10番」は、相手方の要望により買受するものです。「11番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。

議案書4ページから5ページに跨ります。「12番」、「13番」は、山内地域局管内からの申請です。「12番」、「13番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

「14 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「14 番」は、買受により新規就農するものです。譲受人は、青年等就農計画の認定を受け新規就農するもので、今後の営農については、支障ないものと判断しています。なお、申請地においては、ホップを作付けする予定となっています。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 78 番から 91 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 30 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 30 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。申請件数は全部で 6 件です。

「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在両親と同居していますが、独立転居するため住宅の新築を検討しています。実家近隣の宅地や雑種地等を探しましたが条件の良い土地が見付からなかったため、市道に面し交通の便が良い申請地を、農地でありますが無く選定したものです。

土地概要です。申請地は「旭地区交流センター」から南西約 1.6 km にある農地で、登記地目は「宅地」及び「畑」、現況地目は「畑」となっております。隣接地の状況は、西側・南側は畑、北側は農道、東側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果回答書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、建物の高さを加減し、南側・西側について法面保護をする計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、市道からの乗入口の施工について、道路法第 24 条の申請中であり、承認見込みです。

申請地は「第 1 種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9 月 28 日、佐藤省美委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、他の農地区分に該当しない、小集団の生産性の低い農地であるため、「第 2 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、法定外公共物の道路を利用して市道から自宅へ往来しています。この道路の幅員が狭く、特に農業用資材の配達や生産米の出荷時に大型車両の通行が困難であるため、道路の拡幅を検討しています。拡幅したい道路に本申請地が接しており、農地ではありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「平鹿地域局」から北東約 2.0 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・東側は法定外公共物の道路、南側は畑、西側は宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水の大半は地下浸透、その他の路面からの雨水は、南側に設置する側溝を通り東側の水路に放流する計画です。

被害防除については、通路の南側に側溝を設置して雨水及び土砂の流出を防止する計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の地区外のため、ありません。他法令については、農用地区域からの除外について、8 月 29 日付けで変更決定公告されています。

申請地は「第 2 種農地」であります。道路の拡幅のためには、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、10 月 5 日、佐藤勇委員と事務局で実施しております。

議案書 10 ページをご覧ください。

「3番」は、雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地からおおむね300メートル以内に市役所の支所があるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在居住する家の敷地が狭く、雪下ろしする場所がない状態です。申請地は、自分たち及び隣に住む母親の雪捨て場として最適な場所であり、選定したものです。

土地概要です。申請地は、「雄物川地域局」から北西約100mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は道路、西側は農地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除は、定期的に雑草を刈る計画となっており、影響はないと思われれます。

意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月26日、小笠原夏子委員と事務局で実施しています。

「4番」は、大森地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において農用地等と定められている農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、電気通信事業を行う株式会社です。このたび、大森町八沢木地内に携帯電話用無線基地局を建設する計画です。工事期間中の仮設トイレ及び作業ヤード等を設置する必要があり、基地局建設地周囲の土地を、農地であります但し止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「八沢木地区交流センター」から北西約2.3kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・南側・東側は田、西側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、決算短信により確認済みです。

排水計画です。仮設トイレの汚水は汲み取りにて処理。生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、資材崩れ・残土流出を防ぐ計画となっており、影響はないと思われれます。

意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は農用地区域内農地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものであることから、農地法施行令第11条第1項第1号の不許可の例外に該当し立地基準を満たしており、一般基準



も満たしていることが書面等により確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月22日、丹波賢太郎委員と事務局で実施しています。

議案書12ページをご覧ください。

「5番」も、大森地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、アパート暮らしをしておりますが、自宅新築を計画しています。将来、両親の面倒を見るため実家の近くで土地を探したところ、実家の隣の農地について、譲渡人が売却の意思があったため、適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「川西地区交流センター」から北東約1.6kmに位置しており、登記地目は「宅地」、現況地目は「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は現況畑、東側・西側は宅地、南側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の審査結果通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は集落排水施設を利用、雨水排水は市道側溝へ放流する計画です。

被害防除は、北側隣接農地との境界に緩衝地を設ける計画となっております。影響はないと思われれます。

意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9月27日、佐藤仁委員と事務局で実施しています。

なお、本件は、後日になって農地転用申請が必要であることが分かったものであり、追認案件となっております。譲渡人から顛末書の提出を受けていますので、抜粋して読み上げます。『分筆前の土地について、登記地目が「宅地」であったため住宅建築には問題ないと思い、分筆のうへ譲受人様へ住宅用地として売り渡す約束をしておりました。しかし、現況地目が「畑」であり、農地台帳に登載されている土地であったため、各種手続きにおいて譲受人様はじめ、司法書士様やハウスメーカー様に多大なご迷惑を掛けてしまいました。』とのことで、反省の意思を確認しております。

「6番」は、十文字地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、農業経営規模の拡大により、農業用機械及び資材の置場が必要となりました。また、軽トラック等の乗入に係る利便性向上と駐車スペースが必要となりました。申請地は、県道から耕作

地への入口部分であるため、適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「三重地区交流センター」から東約 200m に位置しており、登記地目は 142 番 20 が「原野」、144 番 5 が「畑」、現況地目はいずれも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・東側は畑、西側は水路、南側は県道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応することと、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除は、農地との境界を法面保護する計画となっており、影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外であり、特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、9 月 21 日、齊藤龍平委員と事務局で実施しています。

なお、本件は、追認案件となっております。譲受人から顛末書の提出を受けていますので、抜粋して読み上げます。『経営規模の拡大により、譲渡人より土地を買い受けて資材・機械置場および駐車スペースを確保することとし、本年 6 月に砂利を敷設した経緯にあります。農業委員会の許可が必要と知らずに行ってしまいました。』とのことで、反省の意思を確認しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 31 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 31 号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 32 号 農地利用集計計画の撤回に対する意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 16 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の撤回案件は 1 件です。令和 5 年 9 月 26 日付で横手市長より諮問がありましたのでお諮りするものです。

農用地利用集積計画の撤回については、国からの通達によりまして、平成 29 年 9 月 25 日である土地改良法の一部を改正する法律の施行日以前において、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農地中間管理機構関連事業に関わるほ場整備を実施する場合の農地中間管理権を再取得する際に必要な手続きでありまして、農業委員会の意見決定を必要とされているものです。

本案件の農地については、先月の 9 月総会において農地中間管理権の再取得に係る利用権設定の案件として提案させていただきご承認いただいている農地であります。議案書に記載のとおり当初の農地中間管理権の取得日が平成 29 年 4 月 17 日であったことから平成 29 年 9 月 25 日以前であるため、農用地利用集積計画の撤回の手続きを踏むものであります。

また、本案件の農地については、ほ場整備区域の採択要件として、農地中間管理権の設定期間が 15 年以上となっている関係で、必要な手続きを行うものであります。なお、この度の農地中間管理機構関連事業のほ場整備対象地区は、みたけ地区ほ場整備事業でありまして、受益面積 5.9ha、採択予定は令和 6 年となっております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 32 号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 32 号」については、承認することとし、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 33 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 20 ページをご覧ください。

所有権移転になります。

「整理番号 1079 番」及び「整理番号 1080 番」の 2 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れするものとなっております。

続いて「整理番号 1081 番」から「整理番号 1083 番」までの 3 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

続きまして、議案書 21 ページをご覧ください。

相対による利用権設定になります。

「整理番号 1084 番」から議案書 22 ページの「整理番号 1094 番」までの 11 件につきましては、再設定が 3 件、新規設定が 8 件となっております。

未相続地である共有に係る農地の利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。

なお、今月は中間管理機構に係る利用権設定についての案件はございませんでした。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。

「議案第 33 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 33 号」については、承認することとし、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 26 ページをご覧ください。

「整理番号 45 番」及び「整理番号 46 番」の 2 件につきましては、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について、原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。

今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、秋田県への認可申請を行い、11 月 28 日付けで県が公告するものとなっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 34 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 34 号」については、承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(暫時休憩) (横手市農業振興課職員 着席)</p>
議長	<p>会議を再開します。 日程 7、「議案第 35 号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。</p>
議長	<p>本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。</p>
農業振興課職員	<p>それでは説明いたします。今回の変更申出は、8月10日までに受付した除外案件2件となっております。</p> <p>申出のあった2件について、現地調査を9月8日に実施し、市関係部局及び農業委員会事務局との協議の場である土地利用調整会議を9月28日に実施しております。</p> <p>また、10月3日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、除外申出について、「農振法第13条第2項の要件で審査したものであり除外を可とする」との議案内容についてご審議いただき、「異議なし」の承認をいただいていることを報告させていただきます。</p> <p>「申出1」は595.00㎡の除外です。</p> <p>申出者は、妻と子2人、実母と暮らしており、現在旧横手市内中学校で勤務しています。雄物川町の既存住宅は老朽化してきており、建替えの必要に迫られ、また、勤務先の主となる県南地区の小・中学校の統廃合が進み、今後の人事異動を考慮すると、現在居住している雄物川地区からでは通勤に時間を要することから、旧横手市内に居住地を設けたいと考えております。</p> <p>横手地区内の分譲地や建売住宅を候補として検討しましたが、建築条件が付されており、所有する住宅会社の建築費では予算を超える事、希望とする間取りや駐車スペースが無いことなどから断念し、当該地に一般住宅を建設する計画であります。</p>

申出面積は、一般住宅建築を目的とする転用面積の上限 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、住居建物の建床面積の 5 倍以内であること、敷地に入るには前面の歩道縁石の間から進入しなければならず、駐車には旋回スペースが必要となり、道路や歩道内で実施しないよう十分な敷地を要することから、秋田県が示す農地転用許可の例外に該当すると思われま

す。当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、集落に接続する農地であり、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 2」は、58,590.00 m<sup>2</sup>の除外です。

申出者は、地域内のエネルギー供給の安定化、再生可能エネルギーの導入促進等を目的として太陽光発電所を整備する計画です。

横手地区内に複数の候補地を検討しましたが、事業採算性を考慮すると面積が足りないこと、現在すでに使用している民間企業が、今後さらに面積を拡大する意向があることなどから候補地を断念、また、山林伐採など環境負荷をかけない企業整備理念に合致することから当該地に太陽光発電所を整備する計画であります。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、代替地がなく、農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

農業振興課の説明がありました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 35 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 35 号」については、「異議のないものとする。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(横手市農業振興課職員 退席)

議長

会議を再開します。

日程 8、「議案第 36 号 令和 5 年度秋田県農業委員会大会への提出議案(案)に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局の説明

を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案第 36 号別紙をご覧ください。

本件については、各市町村の農業委員会からの政策提案を、県農業会議が取りまとめたものであり、11 月 4 日に潟上市で開催される「令和 5 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案されるものであることから、本総会に議案として上程し意見を求めるものです。

提出議案は 2 件となっております。事前に資料を送付しておりますので、各議案の項目のみご説明いたします。

1 ページをご覧ください。議案第 1 号は、「食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案（案）」です。提案の内容としましては、「1. 食料安全保障の確立に向けた対策」、3 ページ目の「2. 農地政策の強化」、「3. 農業を担う者の確保と経営支援」、4 ページ目の「4. 農村の防災・減災対策の強化と基盤整備の促進」、「5. 「地域計画」を推進する農業委員会組織への支援」の以上 5 項目となっております。

当農業委員会からは、委員の皆さまから意見・要望等を取りまとめ、8 月総会で承認を受けた 2 項目について提案をしております。そのうち、2 ページ目の (3) の②畑地化促進への支援の拡充と、内容を簡略化されておりますが 5 ページ目の (2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直しについてという形で、取り入れていただいております。

次に、議案第 2 号についてご説明いたしますので、最後のページをご覧ください。

議案第 2 号は、「農地利用最適化活動の見える化」と「地域計画（人・農地プラン）の策定・実行」の推進に関する申し合わせ決議（案）です。

タイトル及び内容については昨年度とほぼ同様となっております。この中で、修正・追加したものとして下記の 3 のタブレット端末を活用し、目標地図の素案作成に係る意向把握や現地確認、活動記録の記入等の、効率的な活動に取り組もうという項目になります。ここに記載された 3 つの項目について申し合わせ決議をするという内容となっております。

以上、令和 5 年度秋田県農業委員会大会への提出議案（案）となっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。「議案第 36 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 36 号」については、意義ないものと認め、「原案賛成」で一般社団法人秋田県農業会議へ報告することに決定いたします。

議長

日程 9、「議案第 37 号 横手市農地利用最適化推進施策等に関する意見書（案）について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

本日、配付しております議案第 37 号別紙をご覧ください。

本件については、本市農業振興のため、農業者の代表機関として農業・農村に関する諸問題などについて意見をまとめ、令和 6 年度の施策の立案や所要の予算措置に反映していただきたいということで、農業委員会に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、横手市長に対し意見書として提出しようとするものです。

内容につきましては、関係部署で事前にご協議をいただいておりますので、詳しい説明は割愛させていただき、各項目を読み上げます。

2 ページ、「1 農業生産資材等価格の高騰への（継続的な）対策について」同じく「2 中小規模農家への支援対策と耕作放棄地対策の強化について」、3 ページ、「3 産地ごとの実情に合った水田活用の直接支払い交付金の運用について」同じく「4 女性農業者が働きやすく、暮らしやすい農業・農村の環境整備について」、4 ページ、「5 有害鳥獣（特にイノシシ）への対策強化について」同じく「6 もみ殻の再利用への取り組みについて」の 6 項目としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

（質問・意見なし）

議長

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。「議案第 37 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、「議案第 37 号」については、意義ないものと認め、原案のとおり横手市長へ提出することに決定いたします。

議長

日程 10、「報告第 8 号 非農地証明について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 31 ページをご覧ください。

願い出の報告は 4 件です。

「1 番」、「2 番」は、横手地域局管内からの願い出です。

「1 番」の願い出地は、ペットボトル等処理センターから北へ約 450 メートル先に位置しております。かつては、畑として利用していましたが、耕作不便地のため、昭和 50 年頃から耕作されず、現在に至ります。



周囲は、山林化した原野に囲まれており、当該地も山林化し、今後も農地として復元・使用することは困難と考えられます。

現地調査は、9月28日、佐藤省美委員、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員と事務局にて実施しており、10月3日付で願い出者へ非農地である旨を通知しております。

「2番」の願い出地は、ペットボトル等処理センターから北西へ約700メートル先に位置しております。かつては、畑として利用していましたが、耕作不便地のため、昭和50年頃から耕作されず、現在に至ります。周囲は、東側が農地、北側は1級河川横手川、西側は原野化した農地、南側は堤防となっております。当該地の現状は、背丈を超える雑草が繁茂し、一部では雑木等もみられることから、今後も農地として復元・利用することは困難と考えられます。

現地調査は、9月28日、佐藤省美委員、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員と事務局にて実施しており、10月3日付で願い出者へ非農地である旨を通知しております。

議案書32ページをご覧ください。

「3番」、「4番」は、山内地域局管内からの願い出です。

「3番」、「4番」の願い出地は、横手市役所山内地域局から南東へ約4km先に位置しております。かつては、田として利用していましたが、耕作不便地のため、平成10年頃から耕作されなくなり、現在に至ります。周囲は、原野、山林、林道となっております。当該地の現状は、胸ほどの雑草が繁茂し、一部では雑木等もみられることから、今後も農地として復元・利用することは困難と考えられます。

現地調査は、9月22日、高橋正也委員、高橋暁推進委員、小野寺稲子推進委員と事務局にて実施しており、9月25日付で願い出者へ非農地である旨を通知しております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第8号」の報告を終わります。

議長

日程11、「報告第9号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書34ページをご覧ください。報告件数は全部で6件となっております。横手地域局管内が3件、雄物川地域

局管内が2件、十文字地域局管内が1件です。

まず「1番」についてです。照会地は、「旭地区交流センター」から南東約1.7kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は畑、西側は法定外公共物を挟んで畑、南側は原野、東側は市道となっています。

土地の状況です。当該地は傾斜地であり、耕作に不便な土地です。申請者は、体力の衰えに伴い、平成の中頃から耕作放棄した状態でした。現在は人の背丈を超えるような雑草が生い茂り、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月8日、高橋尚也委員、久米豊昭推進委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月11日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。照会地は、「朝倉地区交流センター」から北東約1.3kmに位置しています。隣接地の状況は、西側は市道、北側・東側・南側は宅地となっています。

土地の状況です。52番4は、昭和53年12月1日付けで農地法第5条の転用許可を受けていますが、地目変更登記がなされていませんでした。52番5は、許可なしと思われます。換地処分中の申請だったこともあり、転用許可範囲の確認が不十分で、隣接地にはみ出し住宅及び車庫を建築してしまったものと思われます。現在も住宅及び車庫が建っており、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月21日、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月21日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。照会地は、「秋田県平鹿地域振興局」から南東約1.8kmに位置しています。隣接地の状況は、西側は国道、南側は市道、東側は宅地、北側は畑となっています。

土地の状況です。国道107号用地として買収され、細長い形状の残地となり、農地としての利用が困難な状態になっていました。昭和47年、農地転用申請が必要であることを認識しないまま、住宅及び車庫を建築してしまったとのことです。現在も住宅及び車庫が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月21日、佐々木由紀子委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月21日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。照会地は、「雄物川地域局」から北西約1.0kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・南側は水路、東側は農地、西側は市道となっています。

土地の状況です。平成7年頃、農地として購入した土地ですが、建設業が多忙になり資材置場が不足し、農地転用許可が必要であると知らずに資材置場として使い始めたとのことです。現在も資材置場として使用しており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月12日、吉田豊委員、近江清廣委員、小笠原夏子委員と事務局で実施しています。調査結果は、9月13日付けで記載のとおり報告しています。

議案書35ページをご覧ください。

次に「5番」についてです。照会地は、「雄物川地域局」から北西約400mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側・西側は市道、南側は農地となっています。

土地の状況です。申請者は、個人で水道設備業を営んでいます。農地転用申請についての知識がなく、無許可で、30年ほど前から亡くなった父が所有していた農地を資材置場として使い始めたとのこと。現在も資材置場として使用しており農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月29日、吉田豊委員、小笠原夏子委員、伊藤美緒推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月29日付けで記載のとおり報告しています。

次に「6番」についてです。照会地は、「三重地区交流センター」から北西約500mに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は法定外公共物、西側は宅地、南側は市道となっています。

土地の状況です。申請者は、当該地へ住宅を新築し転居することを計画し、昭和46年12月に農地法第5条の転用許可を受けました。土地造成まで行いましたが、事情により転居は取り止めとなり、住宅建築もその後行われなかったとのこと。現在も造成された空き地となっており、農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、9月20日、伊藤亨委員、齊藤龍平委員、佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、9月21日付けで記載のとおり報告しています。

報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第9号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第7回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時14分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年10月16日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 高橋 正也

---

署名委員 佐藤 真志子

---